

令和8年度 大津市立皇子山中中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

はじめに

平成 23 年 10 月 11 日、中学 2 年生の男子生徒が自ら命を絶つというたいへん悲しい事案が発生し、平成 24 年 7 月にはその事案への対応について全国的に注目を集めるような事態になりました。平成 24 年 8 月には「第三者調査委員会」が発足し調査が始まり、平成 25 年 1 月末にその報告書が津市に提出されました。それを受けて、同 2 月には「津市子どものいじめの防止に関する条例」が制定され、さらに、同年 6 月「いじめ防止対策推進法」が公布されました。この契機になった事案は、本校で発生しました。

事案が発生した直後から現在に至るまで、事案を通して、またすべての教育活動において、いじめ防止のためにどう行動するべきなのかを考え続けてきました。学校内部の視点からのみでなく、教育委員会、市当局、警察機関、第三者調査委員会、また、保護者や地域、さらには広く全国から多数の方々の視点からの提言や意見も得ました。

この反省を元に、私たちに課せられた重い責任を受けとめ、いじめ防止対策の一層の充実を図らなければなりません。また、第 3 期津市いじめの防止に関する行動計画の基本方針にある通り、「二度と悲しい出来事を繰り返さないという強い思いを忘れずに取組を進めること」、「子どもの声を大切にし、子どもの主体的な活動を尊重すること」、「家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で取り組んでいくこと」について全教職員が常に意識し、いじめ対策に努めていくことを念頭におき、本校のいじめ防止基本方針を策定します。この方針に基づき「本校の子どもが安心して生活し、学ぶことができる」環境をつくるために行動していきます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・P2
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・P8
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他 いじめ防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・・・・・P10
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・P11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取組内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことであると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりを進めます。

そうした未然防止の取組については、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・「命を思うつどい」の取組の実施。 6月に各学年で実施した人権学習や、いじめに関わる道德での学習の発表を行うなど、命の尊さについて考え、命と向き合う時間を10月に全校で持つ。皇子山中学校の生徒としての誇りをもつとともに、自分自身も周囲の人も、一人

		一人を大切にすることを心に刻む取組を実施する。 ・「ピンクシャツデー」の取組の実施。 いじめ撲滅運動としてカナダから世界に広がるピンクシャツデーに賛同し、生徒会執行部の担当生徒と代議員を中心に全校生徒で取り組む活動。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年度始めの学級活動等で、学校・学年・学級の目標を確認し、生徒一人一人が大切にされる集団づくりを推進する。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・6月、10月、2月には、道徳科でいじめを取り上げた教材を用い、命の大切さを学び、いじめ防止・人権意識の向上を図る。 ・毎月11日前後に人権のテーマに沿った全校放送を行う。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・講師を招き、ネット社会で起こるトラブルについての講演会を行い、情報モラル教育を推進する。 ・SNS上のいじめ防止のために、SNSの適切な利用については、校区内の4小学校と本校とが交流しながら考える機会を設け、適切に判断できる力を培う。 ・SNSの利用の情報モラル教育について保護者への啓発を行い、ともに課題を共有することで未然防止に取り組む。
38	相談することの大切さに関する啓発	・心理授業の実施。 スクールカウンセラーによるストレスマネジメントやアンガーマネジメントの授業を設け、ストレスの解消法や思いやりのある声かけなどを学ぶ。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・道徳科の授業や学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育により、いじめ防止・人権意識の向上を図るとともに、生徒一人一人が認め合うことのできる学級経営に取り組む。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・3年間を見通した人権学習を計画し、人との出会いや体験を大切にした取り組みを行う。(1年生時には、新しい仲間のことを知り、差別や偏見に気づき、身の回りにある人権に関する諸問題について「知ろう」という態度を育てること。2年生時には、社会にある様々な差別や偏見を自らの問題としてとらえ、「解決していこう」とする態度を育てること。3年生時には、自分自身がかけがえのない存在であることを認識し、「自己実現を図ろう」とする態度を育てることをねらいとして、人権学習を実施する。)

41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が大切にされる授業づくりの推進	・研究主題を「学びに向かう力の育成 ～主体的・対話的で深い学びを実現する協同的な学びの実践～」とし、「ともに輝く！皇子山中学校」の実現を進めるための授業づくりに取り組む。 ・生徒一人一人が大切にされる授業づくりを推進する。所属感や自己存在感を感じることができる学級経営を行うとともに、折り合いをつける話し合いの仕方など、その指導方法を教職員の研修として位置づけ、実施する。 ・個別の指導計画を作成し、教育上特別な支援や配慮を必要とする子どもの状態を継続的に捉え、記録した上での指導計画を策定する。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・皇中祭などの行事を中心に、1～3年生を縦割りにする「団」を編成し、異年齢での交流を深める。 ・ボランティア活動を通して、幼稚園・保育園・高齢者施設等を訪問、異年齢交流を推進し、思いやりの心を育てる。自己有用感、自尊感情の醸成につなげる。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・年度当初に、学校いじめ防止基本方針を全教職員で確認する。 ・保護者や地域に、学校通信やホームページなどで情報を発信し、周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等、学校への相談の呼びかけ	・入学式等、保護者や地域の方が集まる機会を捉えた周知。 ・学校通信など学校広報による啓発。 ・いじめ防止基本方針のホームページ掲載。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・若手教職員を対象として、いじめ未然防止に関する研修を実施し、意識啓発に努める。 ・夏季休業期間における職員研修において、喫緊の課題について教員の知識や指導力の共有・向上を図り、いじめの未然防止に努める。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・子ども支援コーディネーターや生徒指導主事が中心となり、いじめ対策委員会等でいじめ事案対応に係る教員への的確な指導・助言を行い、組織的な支援体制の充実を図る。

④ その他

学校独自の取組	・毎月1回、朝の人権放送を行い、人権のテーマに沿った生徒作文や人権啓発に関わる取り組みの紹介など、生徒が自分の生活を振り返り、自身の人権感覚を見つめる。
	・毎年「命を思う集い」を開催する。安心・安全な学校を作るために、一人一人が大切にされる必要があることを、生徒の発表を通して学ぶ。

*学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取組のうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取組は、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間で情報共有を行い、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・月1回アンケート調査（くらすシート）を実施する。いじめの手がかりとなる情報を早期にキャッチし、解決の糸口を探る。

48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・各学期に教育相談期間を設け、担任が全員の生徒と話す時間を作る。また、生徒の希望により、担任以外の教員やスクールカウンセラーと話す時間を作る。 ・長期休業明けにミニ教育相談を行い、休業明けの子どもの様子を敏感にとらえる。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動	・始業前、休み時間、昼食時間、昼休み、放課後、校内での見守りパトロールを全校体制で行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換	・気になることがあれば、日頃から家庭と連絡を密に取り合い、連携及び情報交換を進める。
60	「こころの健康観察」の実施	・こころの健康観察を行い、生徒の様子を把握する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約・情報共有	・子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配、生徒指導主事を各学年に配置して、情報を収集し、いじめの疑い事案の発生時には速やかにいじめ対策委員会を開催し、情報共有を図り、初期段階から組織対応を行う。
52	いじめ疑いの段階での翌稼業日中の教育委員会への速報	・いじめ事案が起こった際には、速やかに教育委員会へ連絡し、連携を図りながら事案に対応する。
53	保幼小中の連携や学年を越えた情報共有の推進	・週1回、いじめ対策委員会を開き、情報共有を行い、対応策を検討する。 ・小中連絡会等で情報交換・共有を行う。

③ その他

学校独自の取組	・全校体制で毎朝、生徒の遅刻、欠席確認を行い、顕著な生活習慣の乱れがないか確認する。
---------	--

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・いじめ事案発生時には、速やかにいじめ対策委員会を開き、指導方針・対策を確認し、初期段階から組織対応を図る。事案内容に応じて、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、警察や福祉、医療等関係機関との連携による支援を検討する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応(被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等)	・被害生徒の心のケアは、担任を中心に学年教員や部活動顧問等で行い、保護者と連携を取りながら、必要に応じてＳＣ等の専門家と連携して支援する。加害生徒には、学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。 ・被害生徒の気持ちに寄り添いながら聞き取りを行うとともに、正確な事実の確認を行う。 ・加害生徒への指導を家庭と連携して行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。 ・必要に応じ、学級指導や学年指導を行い、再発防止の呼びかけを行う。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ＳＮＳやネット上でのトラブルやいじめへの対応については、家庭との連携を密にする。また、必要に応じて関係機関と連携し、早期解決を図る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・被害生徒や保護者の思いを尊重した上で、教育委員会や外部専門家と連携を密にして、アンケート調査を実施する。また随時、被害生徒の保護者への情報提供を行う。

58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5 年保存）を行う。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・いじめ事案が生じたときには、被害生徒及び加害生徒の保護者への連絡を行い、事案の確認や指導内容、今後の対応についての情報を提供する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

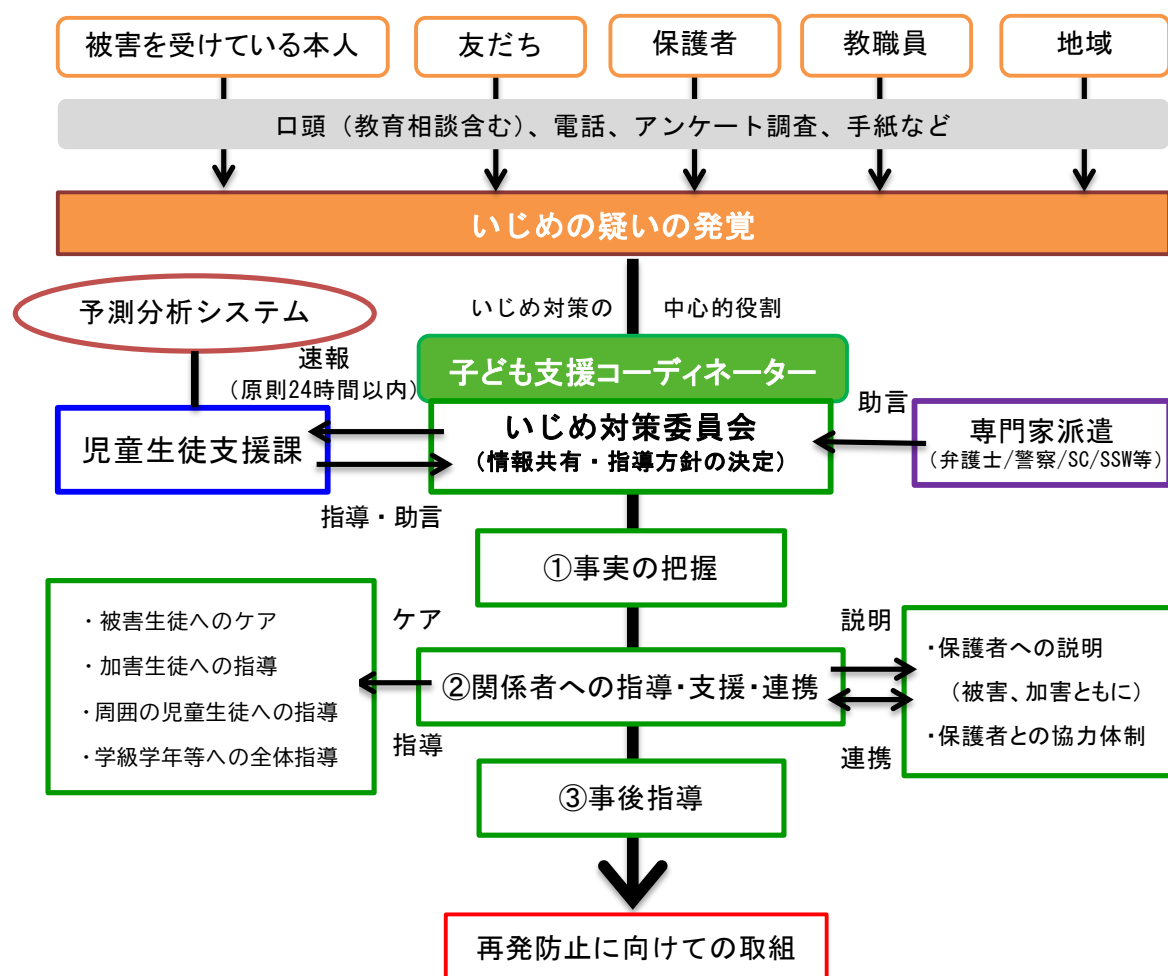
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、学校運営協議会役員等の学校関係者としてします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 計画に基づいた活動実績の把握

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議（①・②・③） ミニ教育相談（②・③） 保護者懇談会（④）	
5	ミニ教育相談（②・③） 学校運営協議会（④）	
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談（②・③） 心理授業（１年生）（①） 学校運営協議会（④） いじめに対する意識調査（①・②・③・④）	・生徒会を中心とした取組の実施
7	保護者懇談会（④） 4学区合同生徒指導連携会議（④） 生徒指導連絡会議（④）	
8	校内研修会（①・②・③・④）	
9	ミニ教育相談（②・③）	
10	いじめ防止啓発月間（①・④） 命を思う集い（①・④） いじめに対する意識調査（①・②・③・④） いじめ基本方針の取組状況進捗評価（①・②・③・④）	・生徒会を中心とした取組の実施
11	教育相談（②・③） SNS講演会（①） 心理授業（２年生）（①） 学校運営協議会（④） 学校評価アンケート（②④）	
12	保護者懇談会（④） 4学区合同生徒指導連携会議（④） 生徒指導連絡会議（④）	
1	ミニ教育相談（②・③） 心理授業（３年生）（①）	
2	教育相談（②・③） ピンクシャツデーの取組（①） 学校運営協議会（④）	・生徒会を中心とした取組の実施
3	いじめ基本方針の取組状況進捗評価（①・②・③・④）	
年間を通じて	心の健康観察（②） 朝のあいさつ運動、下駄箱チェック（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 校内見守りパトロール（①・②・③） 朝の人権放送（①） 毎月１回 「くらすシート」（②）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④